

平成26年3月18日

会 員 殿

(公社) 秋田県トラック協会

事業用自動車の保守管理の徹底について

今般、国土交通省より下記のとおり通知がありましたのでお知らせいたします。

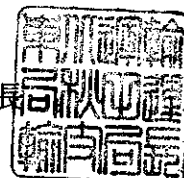
会員の皆様におかれましては、本趣旨をご理解いただき、引き続き安全運行に努められますようお願い申し上げます。

秋 運 整 第 5 5 9 号

平成26年3月17日

公益社団法人秋田県トラック協会会長 殿

東北運輸局秋田運輸支局長



事業用自動車の保守管理の徹底について

標記について、平成26年3月11日付け東自整第211号、東自保第155号により東北運輸局自動車技術安全部長から高速乗合バスの車両故障に起因する事故防止にかかる通達が別添のとおりあったので、同種事案の事故を未然に防ぐため貴協会傘下会員に対し周知徹底方お願いいたします。

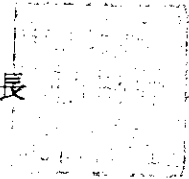
東自整第 211 号

東自保第 155 号

平成26年 3月11日

東北運輸局秋田運輸支局長 殿

東北運輸局自動車技術安全部長



事業用自動車の保守管理の徹底について

標記について、平成26年3月7日付け国自整第365号により、自動車局整備課長から別添のとおり通知があったので、了知されるとともに、同種の事故防止を図るため、貴運輸支局管内の関係団体に対する注意喚起、指導に努められたい。



国自整第365号

平成26年3月7日

東北運輸局自動車技術安全部長 殿

自動車局整備課長

(公印省略)

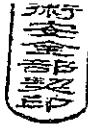
事業用自動車の保守管理の徹底について

今般、北陸信越運輸局より、平成25年11月1日に山梨県内の中央自動車道(下り線)で発生した管内のバス事業者が運行する高速乗合バスの人身事故(乗客5名が負傷。フロントメンバーが脱落し、ハンドル操作が不能となったことにより発生。車枠主要構造部位の凍結防止剤等による塩害の影響が大きい腐食が主な原因であると推測。)について、自動車事故報告書等を踏まえ、当局管内の運輸支局長に対し、別添のとおり事業用自動車の保守管理徹底に係る注意喚起を管内関係団体に対し実施するよう通知した旨の報告があったので、参考までに送付する。

については、貴部においても同種事案の事故を未然に防ぐため、別添を参考に、管内の支局長を通じる等により関係団体に対する注意喚起、指導に努められたい。

なお、今回の対応は緊急対策として行うものであり、抜本的な再発防止対策については、「使用過程車の保守管理に関する調査分析検討会」に依頼する等により、発生原因を究明し、その内容に応じて検討、取りまとめを行った上で講じる予定としていることを申し添える。





別添

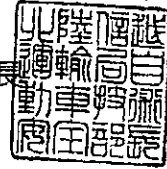
北信技整第 230号

北信技保第 123号

平成26年2月25日

石川運輸支局長 殿

北陸信越運輸局
自動車技術安全部長



事業用自動車の保守・管理の徹底について

自動車運送事業に使用される自動車の保守管理については、これまでも機会を捉え、指導等してきたところであるが、昨年11月に高速道路を走行していた高速乗合バスが、ハンドル操作が不能となり、中央分離帯を乗り越え対向車線に飛び出し、路肩ガードレールに衝突した後、追い越し車線で停車し、乗客5人が負傷する事故が発生した。

当該事故の原因については自動車事故報告書等から車枠主要構造部位の腐食が主な原因であると推測出来ることから、今般、管内の高速乗合バスを運行する事業者等の協力を得て、バスの腐食による影響を調査（以下「腐食調査」という。）したところ、別添のとおり結果であり、冬期間に使用される凍結防止剤あるいは塩風等による塩害の影響が大きいことが確認されたところであるとともに、近年、当該事故以外にも、車両故障事故が多数報告されていることから、これらの状況に鑑み、事業用自動車の保守管理について、いっそう徹底を図るよう、下記について関係団体等に対し強力に指導願いたい。

なお、当該事故が高速乗合バスで発生していることから、バス事業者に対しては全車両について早急に腐食状況等の点検を実施させ、点検結果とその対応策について別紙により4月25日までに報告すること。

記

1. 当該事故及び腐食調査の結果等から、凍結防止剤の影響が大きいと考えられることから、凍結防止剤付着に対する対策（防錆剤の塗装、運行後のこまめな下部洗車、腐食の程度を確認するための点検ハンマーによる打音点検 等）を実施すること。
2. 自動車運送事業者は、旅客自動車運送事業運輸規則第45条（点検整備等）第1項又は貨物自動車運送事業輸送安全規則第13条（点検整備）第1項に基づき、運行する道路の状況、走行距離等使用の条件を考慮した点検基準を作成し、これに基づいて点検し、必要な整備をすること。
3. 上記2. については、整備担当部署、又は点検を依頼する整備工場との連携を密に行い、運行する道路状況等を考慮した点検基準の作成を依頼することについては差し支えない。